

「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」（案）を適用した場合の使用不承認等に係る規定の状況について

1 ガイドライン適用の考え方

府の公の施設等の利用において、ヘイトスピーチ解消法の定義に該当する「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合等に、表現の自由や集会の自由を保障している憲法の趣旨に照らし、恣意的な運用とならないよう、また、正当な表現行為を萎縮させることがないよう、要件（次表①又は②のいずれか）、手続等を明らかにした上で、不承認又は不許可とすべき

ガイドラインにおける使用制限の要件	適用する設置・管理条例の使用制限規定
①「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合	「公序良俗」に関する使用制限規定の適用
②「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の監理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合	「管理・運営上の支障」に関する使用制限規定の適用

2 使用不承認等に係る規定の現状等

(1) ガイドラインの適用に支障がない施設

ア 公の施設

施設設置・管理条例等に「公序良俗」及び「管理・運営上の支障」に関する使用制限規定を設けているもの

青少年海洋センター、京都学・歴史館、府民ホール、文化芸術会館、体育館、ゼミナールハウス、総合社会福祉会館、勤労者福祉会館、けいはんなホール、府民の森、スポーツ広場、少年自然の家、心身障害者福祉センター、農業大学校

イ 公の施設に準じる施設

施設の利用案内等の規程で「公序良俗」及び「管理・運営上の支障」に関する使用制限規定を設けているもの

府庁旧本館、NPOパートナーシップセンター、総合教育センター、総合庁舎、こども文化会館、長岡京記念文化会館、中丹文化会館、丹後文化会館、府民総合交流プラザ、総合見本市会館

(2) 審査基準等を整備する施設

ア 公の施設

施設設置・管理条例等に基づく使用制限規定を補完するため、「公序良俗」及び「管理・運営上の支障」に関する審査基準を整備するもの

都市公園、郷土資料館、港湾施設、府立学校・同体育館

イ 公の施設に準じる施設

施設の利用案内等の規程の整備等により、「公序良俗」及び「管理・運営上の支障」に関する使用制限規定を設ける必要があるもの

丹後王国「食のみやこ」、文化博物館